

医療法人社団 あおぞら会

あおぞら訪問看護ステーション運営規程

〔事業の目的〕

第1条 この規程は、医療法人社団 あおぞら会「あおぞら訪問看護ステーション」（以下「事業所」という）の適正な運営に必要な事項を定め、在宅の寝たきり患者等が、住み慣れた家庭で安心して療養できるよう在宅での療養生活を支えることを目的とする。

〔運営方針〕

第2条 一 当事業所は、前条の目的を達成するために医師の指示書に基づき訪問し、家庭で適切な医療や看護が受けられることを重視した運営を行う。

二 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供されるよう配慮する。

〔事業所の名称、所在地〕

第3条 一 事業所の名称は「あおぞら訪問看護ステーション」と称す。

二 事業所の所在地は 〒669-1354 兵庫県三田市大畑字清水 357 番地 1
TEL. 079-560-0552

〔従業者の職種および職務内容〕

第4条 一 当事業所は次のとおり管理者を設置する。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
- 2 管理者は従業者および業務の調整などの管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。

二 当事業所は次のとおり看護師を設置する。

- 1 看護師 7名（常勤5名 非常勤2名）
業務の状況に応じて職員数は増減する。但し基準を満たすものとする。
- 2 看護師は管理者の命を受け、在宅患者の健康管理など適切な措置を行う。

〔営業日および時間〕

第5条 当事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は月～土曜日（祝日を含む）
（ただし、年末年始の12月31日～1月2日は、営業を行わない）

二 営業時間は通常時間として9時から17時までとする。

〔サービスの提供方法および内容〕

第6条 サービスの提供方法および内容は次のとおりとする。

一 当事業所を利用しようとする者は、所定の手続きをかかりつけの医師に提出する。

- 二 かかりつけの医師は、提出された手続きに基づき、利用の可否を決定し、指示書により訪問看護ステーションに利用の指示をする。
- 三 利用者は次の書類を提出または、提示すること。
- 1 健康手帳、健康保険証、介護保険証。
 - 2 その他、当事業所が必要とするもの。
- 四 家庭において行う療養上の世話または、必要な診療の補助であり具体的には次のとおりである。
- 1 病状観察、介護指導、食事指導、服薬指導、家族の健康相談、清拭洗髪等、褥瘡処置、カテーテル・チューブ、カニューレ等の交換、ターミナルケアの支援

〔利用料〕

第7条

- 一 原則として、基本時間は1時間30分とし、利用料は、基本利用料（通常の訪問看護サービスにかかる基本的な利用料）と、その他の利用料（利用者側の選定に基づく特別の訪問看護サービスの提供に要する費用）を利用料として徴収する。利用料の額は、下記のとおりとする。
- 1 介護保険下

訪問看護利用料(1割の場合)		利用者負担金(要介護)	利用者負担金(予防)
日中	20分未満	336円	324円
	30分未満	504円	483円
	30分～1時間未満	881円	850円
	1時間～1時間30分未満	1,207円	1,166円
早朝(6時～8時)	20分未満	420円	405円
	30分未満	630円	604円
	30分～1時間未満	1,101円	1,063円
夜間(18時～22時)	1時間～1時間30分未満	1,509円	1,458円
深夜(22時～6時)	20分未満	504円	486円
	30分未満	756円	725円
	30分～1時間未満	1,322円	1,275円
	1時間～1時間30分未満	1,811円	1,749円
緊急時訪問看護加算		642円	642円
特別管理加算(Ⅰ)・(Ⅱ)		535円・268円	535円・268円
サービス提供体制加算		6円	6円
1時間30分以上の訪問看護		321円	321円
複数の看護師等による訪問看護(2名の看護師)		30分未満 272円・ 30分以上 430円	30分未満 272円・ 30分以上 430円
複数の看護師等による訪問看護(看護師と看護補助者)		30分未満 215円・ 30分以上 339円	30分未満 215円・ 30分以上 339円
初回加算(退院日)・(退院日以外)		375円・321円	375円・321円
退院時共同指導加算		642円	642円
口腔連携強化加算		54円	54円
看護・介護職員連携強化加算		268円	
ターミナルケア加算		2,675円	

※2割負担×2、3割負担×3

令和6年6月現在

指定地域外においては交通費が実費負担となります。

※ 衛生材料費が実費負担となります。

※ ただし、準看護師の場合は所定単位数の 90/100 を算定。

二 利用料の徴収にあたっては、明細を付した領収を発行し、利用者に内容を明示する。

〔通常の事業実施地域〕

第8条 通常の実施地域は下記のとおりとする。

三田市全域、篠山市(旧今田町のみ)、加東市(旧社町のみ)、三木市(旧吉川町のみ)の区域とする。

〔各機関との連携〕

第9条 訪問看護サービスの実施にあたっては、三田市医師会等各機関との連携をもとに実施する。

〔緊急時の対応〕

第10条 訪問看護サービス中に利用者が急変した場合は、利用者の主治医に連絡をし、連絡がとれない場合は協力病院である「あおぞらクリニック」と協力体制をとり対応する。ただし、上記のいずれも対応できない場合は、救急車により対応する。

〔秘密の保持〕

第11条 一 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を従業者との雇用契約の内容とする。

〔その他運営についての事項〕

第12条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「あおぞら会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第13条 当施設は男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法に照らし、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)により、職員の就業環境が害されることを防止するための雇用管理上の措置を講じ運営するものとする。

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。

②事業所において従業者に対し、虐待のための研修を定期的実施する。

③前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるように努める。

①事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

②事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第16条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- ①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

第 17 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- ①事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ②事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

附則

この規程は平成 15 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は平成 21 年 5 月 25 日より施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 6 年 6 月 1 日より施行する。